

(別紙4)  
主要諸外国における会計検査院の地位等

項目\名称	日本国会計検査院	アメリカ会計検査院 (General Accounting Office : GAO)	イギリス会計検査院 (National Audit Office : NAO)	ドイツ会計検査院 (Bundesrechnungshof : BRH)	フランス会計検査院 (Cour des Comptes : CDC)
設置根拠法	憲法	1921年予算及び会計法	1983年国家会計検査法	憲法(国家基本法)	憲法
統治機構上の地位	内閣、国会及び裁判所に属さない独立機関である。	GAOの統治機構上の位置付けについて、明文の規定はない。実質的に連邦議会の付属機関として機能している。	NAOの統治機構上の位置付けについて、明文の規定ではなく、院長の職務を補佐する機関として設立されている。院長は下院の官吏である。	連邦議会、連邦政府及び連邦裁判所に属さない独立機関である。	立法府、行政府及び裁判所に属さない独立機関であり、司法機関としての性格を有している。
院長の任命、任期、定年	検査官は、両議院の同意を経て、内閣が任命する。院長は、検査官のうちから互選した者を、内閣が任命する。 任期は7年で、定年は65歳。	院長は、連邦上院の助言及び承認に基づき、大統領が任命する。 任期は15年で、定年は70歳。	院長は、首相の上奏に基づき、女王が任命する。首相は、この上奏に当たり、下院決算委員会委員長の同意と下院の承認を得ることになっている。 任期、定年に関する規定はない。	院長は、連邦政府の提案に基づき、連邦議会が過半数の議決を持って選出した者を、大統領が任命する。 任期は12年で、定年は65歳。	院長は、司法官としての身分を有し、閣議で制定される政令によって任命される。 任期に関する規定はなく、定年は68歳。
職員の人事権、職員数	人事権は検査官会議が有している。職員数は1,297人(16年度予算定員)である。	人事権は院長が有している。職員数は3,269人(2003-04年度予算定員)である。	人事権は院長が有している。職員数は765人(2002-03年度平均)である。	職員のうち検査局長及び検査課長は、院長の提案に基づき、大統領が任命する。それ以外の職員の人事権は、院長が有している。職員数は約1,450人(2003年9月末)である。	局長、審議官、主任調査官、調査官は司法官としての身分を有し、その意に反して、地位を奪われることはない。職員数は約1,800名(2003年末)である。
検査報告書の提出先	「決算検査報告」が、会計年度終了後年1回、内閣を経由して国会に提出される。 国会からの検査要請事項に対する検査結果の報告書は、要請をした院に隨時提出される。	「検査結果の報告書」が、個別の検査終了後随時、検査を要請した連邦上下両院、委員会又は議員個人に提出される。	「業績検査報告書」が、個別の検査終了後随時、下院に提出される。 「財務検査報告書」が、会計年度終了後、検査対象となった各省庁等の財務諸表とともに下院に提出される。	「検査報告書」が、会計年度終了後年1回、連邦議会及び連邦政府に提出される。 「特別検査報告書」が、特に重要な問題について作成され、個別の検査終了後随時、連邦議会及び連邦政府に提出される。	「年次検査報告書」が年に1回、大統領及び議会両院議長に提出される。 「業績検査報告書」が、議会からの要請を含め、必要に応じて特別のテーマについて、年に数回提出される。
議会からの検査要請制度	法定されており、衆議院若しくは参議院又はいずれかの委員会の要請する旨の議決の後、議長名で検査要請が行われる。	法定されており、連邦上下両院、委員会又は議員個人から検査要請が行われる。	検査要請は運用により行われている。	検査要請は運用により行われている。	法定されており、特定の委員会から検査要請が行われる。